○農林水産省告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府京都市右京区京北上弓削町八丁山一の一・一の二・二の二・二の二四・二の二四九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二の四から二の二一三まで、二の二一五から二の二四八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下中町鴨瀬一の一、二から四まで、五の一から五の三まで、六、七、八の一から八の四まで、九の一から九の五まで、九の九、九の一〇、京北下弓削町奥山一の一、一の二、二、三の一、四の一から四の三まで、五の一から五の三まで、六の一、六の三から六の五まで、六の一三、七の一、七の四、七の七、八の一から八の三まで、京北田貫町足谷一の一、三の一、三の二、七の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下中町鴨瀬一〇（次の図に示す部分に限る。）、京北下弓削町奥山七の二、七の九、京北田貫町足谷四の一・五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の二、六

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北田貫町足谷五（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年十月四日農林水産省告示第千三百七十八号、昭和五十五年七月二十一日農林水産省告示第千百十号、昭和五十五年六月三十日農林水産省告示第九百八十号、昭和五十五年六月三十日農林水産省告示第九百七十八号、昭和五十六年六月一日農林水産省告示第八百十八号、昭和五十五年一月二十六日農林水産省告示第七十八号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県阿波市阿波町大久保四、一六の一八から一六の二〇まで、二二の二、三三、一一〇、一一六の一、一一六の二、阿波町北内谷南二二、一五、阿波町桜ノ岡四四七、四四九の一、阿波町栩ケ窪九一、九四、一〇五、阿波町真重二一八の二、阿波町天西山二六一、阿波町北山五三四の一、五三四の二、五三六の一、五三六の二、五三七の一、五三七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿波町大久保四、一六の一八から一六の二〇まで・二二の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三三、一一〇、一一六の一、一一六の二、阿波町北内谷南一二・一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、阿波町桜ノ岡四四七、四四九の一、阿波町栩ケ窪九一・九四・一〇五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、阿波町真重二一八の二、阿波町天西山二六一、阿波町北山五三四の一、五三四の二、五三六の一、五三六の二、五三七の一、五三七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北下中町千谷一、二、三の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。